



相続税法の改正

相続税が平成 27 年 1 月 1 日より増税強化されます。

ポイントを 4 つご紹介します。

改正 1

・遺産に係る基礎控除

- ・遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。

5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)



3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

増税

改正 2

・相続税の税率構造

- ・最高税率の引上げなど税率構造が変わります

各法定相続人の取得金額	[改正前] 税率	[改正後] 税率
～ 1,000万円 以下	10%	10%
1,000万円 超 ～ 3000万円 以下	15%	15%
3,000万円 超 ～ 5000万円 以下	20%	20%
5,000万円 超 ～ 1億円 以下	30%	30%
1億円 超 ～ 2億円 以下	40%	40%
2億円 超 ～ 3億円 以下		45%
3億円 超 ～ 6億円 以下	50%	50%
6億円 超 ～		55%

改正 3

・税額控除

- ・未成年者控除の控除額が引き上げられます。

20 歳までの 1 年につき 6 万円



20 歳までの 1 年につき 10 万円

減税

- ・障害者控除の控除額が引き上げられます。

85 歳までの 1 年につき 6 万円



85 歳までの 1 年につき 10 万円

減税

未成年者控除、障害者控除とは…

未成年者の年齢が**満 20 歳（障害者控除の対象者の場合は満 85 歳）**になるまでの年数 1 年につき 10 万円が控除されます。

つまり、相続があったときに 15 歳の相続人は、

5 年（20 歳 - 15 歳）× 10 万円 = 50 万円がその相続人の税額から控除されることとなります。

改正4

・小規模宅地等の特例

- ・居住用の宅地等の限度面積が拡大されます。

限度面積 240 m² (減価割合 80%)



限度面積 330 m² (減価割合 80%)

減税

- ・居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

特定居住用宅地等 } 合計 400 m²
特定事業用宅地等 } まで適用可能



特定居住用宅地等 } 合計 730 m²
特定事業用宅地等 } まで適用可能

減税

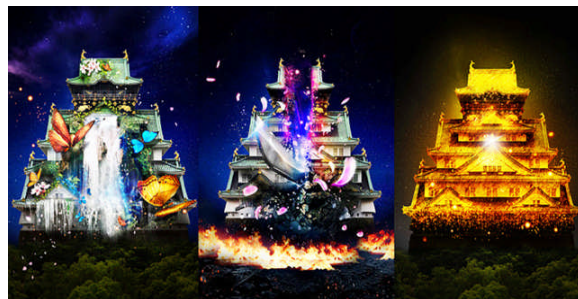
今後、ますますの相続対策の強化が必要になると思われます。詳しくは担当者にお問い合わせ下さい。

プロジェクションマッピング

近頃3Dマッピングという言葉をよく耳にしますが、この3Dマッピングとは一体何なのでしょう？

日本では「プロジェクションマッピング」、海外では「ビデオマッピング」「マッピングプロジェクション」などとも呼ばれる映写技術のことであり、プロジェクション(投影)という単純映写に、マッピングという言葉を加え「投影する対象に映像を貼り合わせる」という意味を持たせたものです。投影される対象は椅子、テーブル、人体、絵画などといった小さなものから、城、駅などの大きなものまで、ありとあらゆるものを対象としています。

ディズニーランド、USJをはじめ、日本でも近年頻繁に行われるようになり、この冬も大阪城公園において「大阪城3Dマッピングスーパーイルミネーション」が行われています。大阪の陣から400年ということもあってか、今年のイルミネーションショーは迫力十分！3月1日まで毎日行われていますので、興味のある方は足を運んでみられては如何でしょうか。



最近読んだ本のご紹介

広い宇宙に地球人しか見当たらない50の理由

スティーブン・ウェブ (著) 青土社

「どこかにいるはずなのに、なぜ出会えないんだろう」

これは、20世紀を代表する物理学者のエンリコ・フェミルが提起したパラドックスです。

我々がここに存在するということは、他の星にも生命は存在しているはず。しかし、それならとっくに会えてないとおかしい。じゃあ宇宙人はいないのか。でも我々がここに存在するということは・・・。

本書では、この「フェミル・パラドックス」に対して、天文学、物理学、数学、生物学など、さまざまな視点による、50の仮説が挙げられています。大きく分けると、「宇宙人はいない」「いるけど遠すぎて出会えない」「実は来ている」この3つです。

星空を見上げながら、「実は来ている？」なんて考えるのも楽しいかもしれません。